

日本スポーツとジェンダー研究会
第2回大会集録
プログラム・発表抄録

と き 2003年7月5日(土), 6日(日)
ところ 京都教育大学 共通講義棟 ほか
主 催 日本スポーツとジェンダー研究会

主催

日本スポーツとジェンダー研究会

協賛

大塚製薬株式会社 京都支社

帝塚山体操クラブパステル

後援

京都府教育委員会

京都市教育委員会

京都新聞社

KBS京都

広報協力誌

「体育科教育」大修館書店

「楽しい体育・スポーツ」学校体育研究同志会

「体育の科学」杏林書院

「VOICE OF WOMEN」日本女性学研究会

広報協力メディア

Sport for Everyone(sfe news)

(社)全国大学体育連合 DAITAIREN情報

日本スポーツとジェンダー研究会事務局

〒590-0035 大阪府堺市大仙町2-1 大阪女子大学

人間関係学科 熊安貴美江研究室内

Tel. 072-222-4811(内線)4354 Fax. 072-222-4791

E-mail: info@jssgs.org URL: <http://www.jssgs.org>

ごあいさつ

日本スポーツとジェンダー研究会会長 飯田貴子

「日本スポーツとジェンダー研究会」は、「スポーツにおける男女平等・男女公平の達成」「ジェンダーフリーなスポーツ文化の構築」を目的に、組織的かつ継続的な研究活動を行うことを趣旨に昨年6月22日に設立記念第1回研究会を開催いたしました。

以来、この1年間に研究交流会を2回、秋季研究会を1回開催し、研究誌「スポーツとジェンダー研究 創刊号」を発刊、くわえてHPを利用した活動を通じてスポーツとジェンダー研究の研鑽と普及に努めてきました。なかでも、案じておりました「スポーツとジェンダー研究」を刊行できたことは最大の喜びです。この場をもちまして発刊に至るまでにご協力いただいた皆さまに改めてお礼申し上げます。

1999年に公布・施行されました「男女共同参画社会基本法」は、現在、各自治体において条例が制定され、施策が展開される段階にきています。この期に先駆け、全国的なフェミニズムへのバックラッシュが展開され伝統的・固定的なジェンダーステレオタイプへの回帰現象が起こっていることは皆さまもご存知だと思います。体育・スポーツがこのバックラッシュに組み込まれぬよう十分に注意深くありたいと考えています。

第2回大会は、第1回大会の運営をベースにして、一般研究発表の場を設け2日間開催といたしました。大会には、本研究会が掲げるジェンダー概念をどう定義するのか、について論じ合う「ジェンダーバイアスを見抜く視点」をはじめとし、「学校・体育やスポーツルールが抱えるジェンダー問題」「スポーツの場におけるセクシュアル・ハラスメント」「スポーツとホモソーシャルな絆」など、スポーツとジェンダー・セクシュアリティをめぐるホットなテーマが並んでいます。参加者の皆さまの活発な討論の場となることを祈念しております。

最後に、本大会にご講演いただく諸先生には、ご多忙中にもかかわらず、「スポーツとジェンダー研究会」の企画にご賛同くださいましたことに対しまして、心から感謝申し上げます。とともに、企画・運営に携わって下さいました役員の皆さまに深く感謝の意を表したいと思います。

日程表

1日目 7月5日(土)

12:30	13:00	15:15	16:00	17:00	18:30	21:00
受付	開会と挨拶	講演 「ジェンダーの視点からみた学校教育の課題と展望」 共通講義棟大講義室2	情報交換と休憩	一般発表 *海外動向報告含む 共通講義棟大講義室2	懇親会 ホテルセントノーム京都	

2日目 7月6日(日)

8:30	9:00	10:50	11:00	11:30	12:30	13:00
受付	ワークショップ 共通講義棟	休憩と移動	ワークショップまとめ F26	総会 F26	学生交流会 C棟東側中庭	

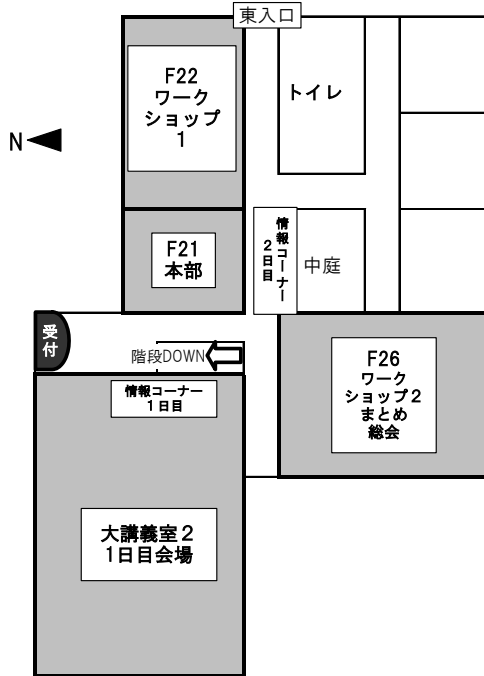
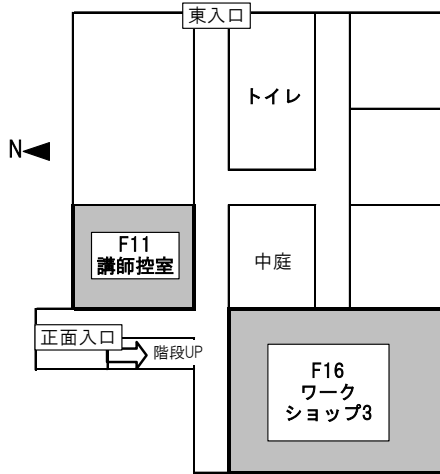
(1)ジェンダーバイアスを見抜く視点	F22
(2)ルールの男女差を考える ーバドミントン事例にー	F26
(3)スポーツ場面のセクシュアル・ハラスメント ー法的立場からみた問題点ー	F16

参加のみなさまへ（諸連絡）

- ・スポーツとジェンダーに関わる情報コーナーを、1日目は大講義室2に、2日目はF26前に設置しています。スポーツとジェンダーに関わる情報発信・交流のスペースです。休憩時間にご活用ください。情報発信を希望される方は情報コーナーの担当者までお申出ください。
- ・ネームタッグは研究会中ご表示いただき、終了後、受付テーブルまでご返却下さい。
- ・アンケートには率直なご意見をご記入いただき、終了後受付の回収箱にお入れ下さい。
- ・飲み物の自動販売機は別紙キャンパスマップにご案内しています。
- ・懇親会は、18:30からJR京都駅南のホテルセントノーム京都で予定しています。申し込まれた方は地図をご参照の上、お集まり下さい。なお、参加を申し込まれた方のキャンセルは致しかねますのでご了承下さい。
- ・研究会へのご入会について、別紙「研究会へのご案内」でご案内しています。研究会の合間を見て入会手続きをしていただきますようお願い申し上げます。
- ・本研究会はホームページで情報の発信や研究交流、入会手続きを行っています。「研究会へのご案内」をご参照下さい。

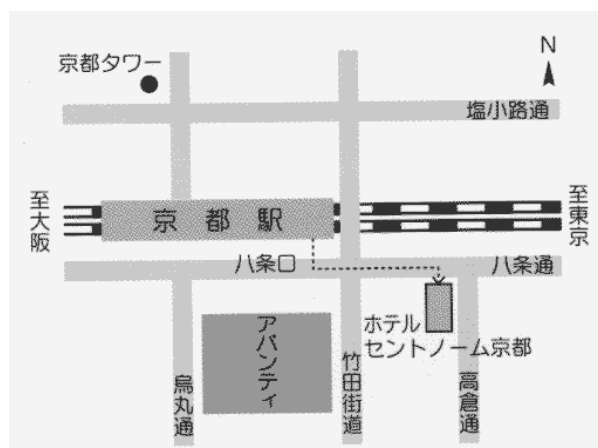
会場案内

京都教育大学 F棟



*キャンパス全体のマップは別紙でご案内しています。

懇親会会場ホテルセントノーム京都



*会場まではJR奈良線で3駅10分です。別紙時刻表をご活用ください。

第2回大会 運営組織

大会委員長	飯田貴子				
実行委員長	井谷恵子				
事務局長	熊安貴美江				
開催大学委員	和田尚				
総務	○ 井谷恵子	赤坂美月	在木美粧	飯田貴子	熊安貴美江
	近藤良享	丹羽劭昭	吉川康夫		
研究	○ 飯田貴子	大束貢生	佐野信子	沢田和明	田原淳子
	平川澄子	松田恵示			
会場	○ 高峰修	近江望	來田享子		
受付	○ 北田和美	田原淳子	萩原美代子	芹沢康子	平川澄子
	楠裕子				
広報	○ 吉中康子	梅津迪子	北川隆		
ホームページ	○ 來田享子	高峰修			
財務	○ 熊安貴美江	若林順子			
記録	○ 在木美粧				
渉外	○ 足羽静	岡尾恵市	楠裕子		
接遇	○ 赤坂美月				
アソシエイト	高井昌史（関西大学大学院）				
サポートスタッフ					
<愛知学泉大学>	小笠原由香恵	加納里美	五島雅美	神田砂弓	柴垣伸子
	白井健太	宮沢千春	山崎久資		
<大阪女子大学>	磯村さおり	今井美佳			
<京都教育大学>	有山篤利	石田真知子	坂本悠	堤真吾	豊田貴志
	中川和美	西口早和香	日比健有	藤山俊介	山田瞳
<帝塚山学院大学>	小倉久美子	小野寺美佳	角野聖子	樫野優穂	神谷有香
	佐藤優	芝原恵満	谷真緒	永田実聖	山畑友香
	山本真弓				
<オハイオ州立大学>	井谷聡子				

抄 録

講 演 ワークショップ



講 演 7月5日(土) 13:30-15:15

「ジェンダーの視点からみた学校教育の課題と展望」

演者 朴木佳緒留(神戸大学発達科学部)

司会 沢田和明(滋賀大学)

ワークショップ 7月6日(日) 9:00-11:00

(1) ジェンダーバイアスを見抜く視点

発表者 日野玲子(女性学研究者)

コーディネーター 来田享子(愛知学泉大学)

(2) ルールの男女差を考えるーバドミントンを事例にー

発表者 田村名巳子(東大阪市立柏田中学校)

田原淳子(中京女子大学)

コーディネーター 大東貢生(佛教大学)

(3) スポーツ場面のセクシュアル・ハラスメント

ー法的立場からみた問題点ー

発表者 白井久明(第二東京弁護士会)

コーディネーター 熊安貴美江(大阪女子大学)

ワークショップまとめ 11:00-11:30

司会 佐野信子(弘前大学)

ジェンダーの視点からみた学校教育の課題と展望

神戸大学発達科学部 朴木 佳緒留

1. はじめに

近年、学校教育をジェンダー視点から分析した論考が増えつつあるが、学校は男女平等の場であると思っている人々はなお多い。学校の教師たちや教育研究者も例外ではなく、ジェンダー問題に関心をもっている人々とそうではない人々との落差は大きい。このような事情を念頭において、報告では学校教育全般についてジェンダー視点から分析し、その後に幾つかの課題を取り出して議論したい。

2. ジェンダー再生産の場としての学校

- ①組織的問題
- ②教育課程，教材，教育内容の問題
- ③教育方法の問題
- ④教師の言動と雰囲気
- ⑤慣行と慣例
- ⑥子ども文化
- ⑦進路指導

3. ジェンダー視点から見た学校教育課題

①男女で違う教育（学習）機会

学校組織や教材，教師の眼差しなど，学校では男女生徒に対して異なるメッセージを発していることが多い。また，子どもが選択して学ぶ場合，その「選択」のうちにすでにジェンダーバイアスが含まれている。このような状況を変えるために，男女混合名簿をはじめとして「男女を混ぜる」努力が行われてきた。しかし，「男女を混ぜる」ことが直ちに，あるいはすべての場合において男女の教育機会均等を保障するとは限らない。場合によっては「男女別」の方が機会均等になることもあり得る。共学か，別学かという議論では意見が分かれる場合が多いが，男女共学を基本としながらも「共学のなかで何が起きているか？」を同時に考える必要がある。学校のなかの現実的な力関係を不問に議論は不毛と言えよう。

②「善意」に基づく男女への対応の違い

ほとんどの教師が，自分は男女差別者ではないと思っているが，かなりの場合において，教師は女子に「優しく」男子に「厳しい」。その原因は複数であろうが，男女の身体的能力についての不適當な理解と社会的慣行への無批判な追従の影響は大きいと思われる。ところが「不適當な理解」や偏見などに基づくあれこれのことがらは「善意」のもとに行われる場合が多い。したがって自発的な「反省」を望むことはできず，また「格差ある対応」をされている子ども自身にも「格差」を自覚できるようなチャンスは少ない。さらに，保護者など大人たちも「格差」を見逃してしまう。大人社会においても，「格差」は「保護」とともにあるためである。ジェンダー・エクイティを目指す教育を行うために，「自立」「自律」の（教育）概念の点検が必要である。

③学校は男女平等（ジェンダー・エクイティ）を教えることができるか？

学校は知識を体系的に学ぶ場として発達してきた。しかし，知識を学ぶことは「銀行型」教育の矛盾をもたらした。ジェンダーは日常生活に組み込まれており，したがってジェンダー問題は日常生活問題そのものである，とも言えよう。そうであるならば，ジェンダー問題を「教える」ことはそもそも不可能ではないか，という疑問が浮かぶ。たしかに，学校はジェンダー問題についての「知

識」を「教える」ことはできる。では、ジェンダー問題を自覚し、了解し、立ち向かう意欲や知恵を子どもが自らのものとするためには、何をどうすればよいのだろうか？「教える」から「学ぶ」への発想の転換と、子どもが学ぶことからの「価値」の吟味、再創造（再編成）が必要であろう。

④ 「企業社会」と学校教育

a) 「男性、成人、健常者」中心の企業社会のなかで、女性、高齢者、子ども、障害者、さまざまなマイノリティは「周辺化」させられてきた。「企業社会」に適応するためには、男性は「生活態度としての能力」を発揮し、女性は「いわれある格差」（熊沢誠）を受容しなければならない。日本の学校はこの両者（「生活態度としての能力」と「いわれある格差」）を受容する教育を行ってきたのではないだろうか？学校は批判的精神や創造力を育てる教育も行ってきた。しかし、偏差値体制と「学校歴社会」のなかでは、「頑張ること」は現実への適応を旨とすることになり、「体力、精神力」を鍛えることにもつながる。

b) 現実の男女格差の存在の他方で、生徒たち（若い人々）は「男性（父親）のしんどい生活」と「女性（母親）の楽さ」を見てしまう。長時間、過密労働が要求される企業社会においては、男性（父親）および共働き女性（母親）をプラスイメージで受け止めることは難しく、子どもたちは「大人になること」や「働くこと」への希望をもちにくい。

学校は、子どもたちが大人になることへの喜びや希望をもつことに、どう関わってきたのであろうか？実際には、各学校がおかれている状況によって事情が大いに異なり、一律な議論はしにくい。少なくとも学校は生徒たちに現実的な「希望」と「喜び」を見せることに成功してきたとは言いがたい。通常に用いられている狭義の進路指導ではなく、現実の生活のなかで大人たちが感じている「働く喜び」や「苦勞」を感じつつ、生き方を考える学習機会を増やす必要があろう。ジェンダー問題はこのような体験的学習と並行して、あるいはそのなかでこそ実感を伴って学ばれるであろう。たとえば、スウェーデンで行われている労働体験学習は参考になる。

4. ジェンダー・エキティを目指すための若干の提案

① 矛盾解消に向けての具体的変更

柔軟な現実対応と学校の伝統的慣習の変更を

② 特性教育論の克服

男子を中心とした教育の変更を

③ 「大人社会」と学校をつなぐ

勤労体験学習などの実感のある学習を

③ 励まし合いの教員研修

批判や問題指摘の研修ではなく、少人数による励まし合う研修を

プロフィール： 朴木佳緒留（ほうのきかおる） 神戸大学発達科学部教授

<専門>教育学（ジェンダー文化学習論）

<略歴>

1974年、広島大学教育学部大学院教育学研究科修士課程修了、鹿児島女子短期大学、金沢大学教育学部、神戸大学教育学部を経て神戸大学教授（発達科学部）、神戸大学評議員

<最近の研究テーマ/活動>

研究の出発点は家庭科教育の成立史研究です。この研究を通して、教育機会均等に関心が深まり、現在は生涯学習のなかでのジェンダー問題学習の具体的方策を研究対象としています。なかでも、女性労働についての学びの分析と方策をテーマとしており、企業、行政、NPOなどと関係をもちつつ、現実的な課題解決方策を考えています。その一環として、『ジェンダー・フリーの絵本 働くって楽しい』大月書店（2001）をつくりました。

<主な近著>

「ジェンダー視点から教育と仕事をつなぐ」『揺らぐ<学校から仕事へ>』青木書店、2002

「女性行政とパートナーシップ」『ジェンダーと社会教育』東洋館出版、2001

「男女平等の確立が日本社会の「不安」を解消する」（共著）『21世紀のマニフェスト』岩波書店、2001

『「ジェンダー文化と学習」理論と方法』明治書店、1996

「学校における男女平等教育」『国立婦人教育会館紀要』第3号、1999

ジェンダー・バイヤスを見抜く視点

女性学研究者 日野玲子

1, はじめに

この研究会は、「スポーツにおける男女平等・公平の達成」「ジェンダー・フリーなスポーツ文化の構築」の実現をめざし、活動を行うことが趣旨とされている。しかし、ここで使用されている「男女平等・公平」や「ジェンダー・フリー」は、どのような含意の表現なのだろうか。

たとえば憲法第14条は法の下での平等を規定しているが、「平等」の解釈は絶対的平等と相対的平等の2つがあり、憲法解釈の通説は「事実上等しいものは、法的に等しく、事実上等しくないものは、その特質に従って、法的に異なる取扱いをすべき」とする相対的平等の立場で、合理的理由による異なる扱いは合憲との判断である。しかもその合理的理由は社会により時代によって変化し、普遍的な基準があるわけではない。これだけみても「平等」は単純に扱うことのできる言葉ではないし、「公平」といかなる関係にあるのかも問題だ。

また「ジェンダー・フリー」についても、何を女性・男性に分割するのかという境界・関係のあり方を問題とする、分析概念としてのジェンダーの理解からすれば「ジェンダー・フリー」という言葉は意味不明のものとなる。けれども、つくられている現状の固定化された性別の偏り（ジェンダー・バイヤス）からの自由という意味としては了解できる。

このように「男女平等・公平」や「ジェンダー・フリー」という表現にこだわり、一度ゆっくり考えてみる必要があるのではないだろうか。そこでこのワークショップでは、ジェンダー概念の理解とジェンダー・バイヤスについて、情報を提供したいと考えている。しかし私は、スポーツに関わってきた者ではないため、参加者との話し合いの中から、ジェンダーの視点でスポーツ・体育を問い直す視点や課題を浮き彫りにできればと思っている。

2, ジェンダー概念について

語源的には文法上の性別を表していたジェンダーが、1960年代から70年代にかけて、生物学的な性別（セックス）と区別された「社会文化的につくられた性別」を意味するものと転化し、さらに1980年代後半には、上野千鶴子によれば「ジェンダーとは、男もしくは女というそれぞれの項のではなく、男／女に人間の集団を分割するその分割線、差異化そのもの」という理解に深化したという。『フェミニズム・スポーツ・身体』（注1）の中では、「ジェンダーは、女性と男性の不平等な権力関係が絶えず構築されては異議申し立てされるというダイナミックなプロセスとして吟味することで新たな理解を作り出そうとしている」というVertinsky(1994)の引用が見受けられる。このようにジェンダー概念は進化しているのである。

ではこうしたジェンダーを、自分が使える概念とするには、どのような点に配慮が必要だろうか。1960年代の文化理解が手がかりを与えてくれるように思う。エドワード・ホールは『かくれた次元』の中で、人間の知覚そのものが文化にあわせてつくられ、取り込んだ文化の型によって、人間関係のつくり方や活動の仕方、感じ方が決定されているという。そして、文化の型の大部分は隠れているために、変わりにくいものだとして述べている。つまり私は、私だけでも、私ではない。

「私」と思っている存在がいかに文化によってつくられているかの感覚が重要だ。ジェンダーに関していえば、女・男の性別秩序によってつくられている社会的慣習にあわせて判断の基準となる感覚がつけられ、社会的慣習は維持され再生産されている。個人と社会の関係が問題とされているのである。と同時に、つくられている関係に注目するジェンダー概念だからこそ、文化・社会的慣習

がどのような価値観のもとにつくられているのかを問う視点を持つことができる。

アン・ホールの指摘にしたがえば、「生まれつき男女には差があって女性は劣っているのだというイデオロギーを構築し、さらに助長するために、スポーツがどのように利用されるか、このようなイデオロギーがジェンダーのメディア表現にどのように組み込まれているか、さまざまなスポーツの実践を通して身体がどのようにジェンダー化され、そしてスポーツと男らしさの関係が」つくられているのかを検討することができる。そしてこうした価値観と社会構造に注目することによって、スポーツとジェンダー秩序の関係を捉えることができるだろうし、ジェンダーとしての女・男としての身体と感情のつくられ方を知ることができるように思う。

ところで、ジェンダー概念はこれまで「女・男らしさ」と訳され流布してきたが、私はこの表現に疑問を持っている。主体としての「私」とジェンダーとしての女・男の関係のつくられ方を問う、ジェンダーに敏感な視点が重要だと思うのである。J/W/スコットによれば、ジェンダーは①規範、②ジェンダー意識の形成、③権力関係、④シンボルの要素を含むものだという。ジェンダーを「女・男らしさ」の表現にとどめず、どのような意味として利用できる観点なのか、再考する必要があるのではないだろうか。

3. ジェンダー・バイヤスを見抜く視点

アン・ホールによれば、1990年代初頭のジェンダー問題に関する研究には、3つの分析レベルがあるという。第1はカテゴリー的研究で、競技成績、競技能力などで性差や人種差を数量化し、その違いを生物学的要因や社会化によって説明するもの。第2は配分的研究で、競技の機会、コーチ職、管理者、収入レベル、スポンサーなど、資源の配分を吟味し、機会やアクセス、それに財政資源の不平等に注意を向けるもの。第3は関係論的分析で、スポーツが「社会内の権力集団の利益に役立つように歴史的に生み出され、社会的に構築され、文化的に規定されているという仮定から出発」し、「ジェンダーや階級や人種関係などを含む社会的な関係の一つの文化的な表れとして」みる立場である。

このような分析レベルに違いがあることを確認した上で、ジェンダー・バイヤスを見抜く視点を考える必要があるだろう。ここでは、①学校体育・スポーツで何が問題になっているのか、②どうしていけばよいのか、③具体化のために、この3つの視角から課題を整理することができればと考えている。具体的には、たとえば男女別体育と混合体育。男女平等・公平な観点からすれば、どのような論点で、具体的な教育づくりを考えていけばよいのか。これまで男女の特性に基づくと考えられてきた男女別体育の問題点と同時に、男女混合で行えば男女平等に有効な効果があると、無前提に考えることができるのか。どうしていけばよいのか。皆さんとともに考えていければと思っています。

注：アン・ホール『フェミニズム・スポーツ・身体』飯田貴子・吉川康夫監訳、世界思想社 2001年

プロフィール：日野玲子（ひのれいこ） 女性学研究者

<専門> 女性学 男女平等教育

<略歴>

1972年 関西学院大学社会学部卒業

1977年から1997年まで 高校非常勤講師（社会科）

1993年から1996年まで関西学院大学社会学研究科博士課程前期修了

1996年4月から いくつかの大学で非常勤講師（ジェンダー論担当）

現在 京都教育大学、立命館大学、大阪市立大学など

<最近の研究テーマ>

女子高校で女性学をいかした授業づくりのために、日本女性学研究会で女性学を学ぶことができました。その後公立中学校で、学校全体が取り組む男女平等教育の助言者として関係をもつなど、実践の場と研究の橋渡しができればと考えてきました。最近「地域から発想する男女平等教育」の具体化に向けて試行錯誤中。あわせて最近の教育改革に対して、男女平等教育の立場からどのような点を考えていく必要があるのかなど、模索状態にあります。

<主な著書・論文>

単著『実践でかたる女性学教育』明石書店 1994

論文「『ジェンダー論』の授業をつくる」『ジェンダーと教育 教育学年報第7号』世織書房 1999

「ジェンダーの視点で学校をみると」『21世紀のジェンダー論』晃洋書房 1999

ルールの男女差を考える・・・バドミントンを事例に

東大阪市立柏田中学校 田村名巳子

1. 得点制度の差別的改訂

020512 国際バドミントン連盟 (IBF) 総会 (110ヶ国141名) は得点制度について決着を付けられず、決定を理事会に委ねた。検討していたのは次の4案 (③④は当日提案)

- ①1年間試行してきた7点×5ゲーム制を正式ルールとする
- ②現行のルールにもどす (WSのみ11点, 他15点×3ゲーム)
- ③全種目9点×5ゲーム (英案)
- ④WSのみ7点, 他9点×5ゲーム (デンマーク案)

020518 IBF理事会 (出席20/24名=全員男性) は新得点制度を採択 (8/1から実施と決定)

【女子関係種目 (WS,WD,MXD) 11点×3, 男子種目 (MS,MD) は15点×3にもどす】

2. 世界の反応とムーブメント, 決着

①020908ヨーロッパ連盟とカナダ, イングランド, オーストラリア, ニュージーランド協会がIBFをスポーツ仲裁裁判所 (CAS) に提訴。 「an “attack” on the women’s game」

「IBF decisions were taken without consultation」

→バンコクで理事会が開かれるが変更無し。

②021122 BBC SPORT 「Badminton system branded sexist」と報道。スコットランドが抗議に加わり 「“it discriminates against women.” “Women appear like second class citizens - it’s disgraceful.”」などと批判。・・・11/16再検討の会議がバンコクで開かれたがIBFは変更を拒絶。

③0201～ イングランド協会は臨時総会開催に必要な6分の1加盟国の賛同署名を募る。

④020123 31ヶ国の賛同でIBF臨時総会 (オランダ アイントホーヘン) の開催が決定。

⑤020322 臨時総会にて圧倒的多数で旧来の得点制に戻る事 (4/15より) が決定。2004年アテネオリンピック大会もこの制度で実施される事になる。 イングランド協会はこの総会に9点×5ゲーム制を提案していたが裁決の直前に取り下げる。

3. 国内での反応と私たちの問題提起

①020518のIBF理事会決定について, 日本バドミントン連盟 (NBA) から正式な一般広報はなかったが, 一部サイトでこの件がニュースとして伝えられた。

例: 日本教職員バドミントン連盟 (JEF) サイトが「国内での新得点制の正式採用は来年4/1から。今年度は日本リーグと関東大学秋季リーグ戦のみこの制度で実施」と報じる

②020701上記サイトで偶然この事を知った私は, 本研究会 (JSSGS)事務局にメールを送り相談。8月末, JSSGSサイトに<Webフォーラム>が開設される。

③021020 NBA事務局とJEF役員あてにルール改訂の理由を質問するメールを送る。

④JEF役員T先生の取り次ぎで, JEF役員でもあるNBA競技審判部長T氏のコメントが伝えられる。

T氏曰く「国際大会における, 女子複, 混合複の試合で, だらだらした試合が多く, 観衆に不評判であったので, そういう結論になったと聞いています。女子の体力, CMタイムの獲得云々とは関係ありません」

⑤市民大会レベルで制度の先取りが進む。

例) 12月15日大阪新スポーツ連盟主催大会でWD・MXDが11点に。(Sは無し)

⑥021226 毎日新聞朝刊に, カナダなど5ヶ国協会のCASへの提訴が報じられる。

⑦021228 再度NBAに質問メールを送る。その他、各新聞社・雑誌社等へも資料送付。

⑧030115 NBA競技審判部長名(④のT氏と同一)でのFAX回答が届く。

「このIBFの裁定が、とりたてて女性差別の論拠たるには至らないものと判断」し、「信念を以てIBFの決定を尊重し、これを遵守する方針」である。なぜなら1)ナショナルチームの選手から特別な違和感や不平不満の訴えがない。短縮されて内容が攻撃的になり面白くなった。小・中・高体連等からも何の意見・苦情も届いていない。2)「バドミントンを楽しむ世界の組織の一員として、この裁定を謙虚に受け入れることは当然の義務」だから。

⑨「バドミントン・マガジン」2月号でカナダなどのCASへの提訴の件が共感的に報じられる。

⑩3月、NBAサイト掲示板で臨時総会について質問。即日広報部部長より返答レスあり。

⑪3月27日にはNBAのサイトに「競技規則に関する緊急連絡」がUPされ、4月1日からのルール変更は無しとする事が通達される。同時に臨時総会の報告もされる。

4. 国内スポーツ界はなぜこの件を全く問題としないのか?

①組織運営は「規約」にのっとって行こうというルールが日本には根付いていない(?)せいか、この決定の非合法性を問題にするという視点に欠けている。

②「15点3ゲーム制を続行」と言ってしまうように、女性プレイヤーの存在を無視。

③トップ選手がどう対応するかのだけが話題になり、一般プレイヤーへの影響を無視。

④IBFの決定を追認するために持ち出されてくる「理屈」に表れる女性差別性。ある国内連盟役員曰く「シャトルのスピードも遅く、体の動きもスピード感に欠けたところがあります。国際大会においても同様です。ヨネックスオープンジャパンでも、観客は男子の試合をより楽しみにしています。」あるいは「全体として冗長」そして「だらだらした試合が多く観衆に不評判」等々…根拠となるデータは不明。こういうことが5/18のIBF決定以降、言いたい放題。これが女子スポーツを軽視、蔑視する女性差別だと思っていない。

⑤協会が問題視しないせいか、メディアも無視。020513に日刊スポーツが唯一「7点5ゲーム制導入は理事会一任」と伝えながら、020519に書かれているのは「湯木博恵さんが殿堂入り」のみ。朝日・毎日・産経・スポニチ各紙も同じ扱い。

⑥協会役員、メディア担当者に女性が少ない。

5. バドミントン得点制の男女差についての様々な意見

①「女子シングルスはずっと11点(男子15点)だったじゃないか」

←←1934年IBF創立当初からのルール。ここから前に進む議論が必要では?。

②「男子シングルスが長すぎるのでは?」

→→'93年に、「もっと観客を楽しませる工夫を」とIBFにアドバイスしゲーム短縮化への気運を高めたサマランチ氏が視察していたのは男子シングルスだった。

→→「シングルスは体力的にきつい」というのは女子に限った事ではない。

③「得点制は、競技の性格をどう位置づけるかにもとづいて考えるべき問題」

④「楽しみたいからやっているのに、どうして女だけ早くやめなければならないのか」

プロフィール：田村名巳子 たむらなみこ(中務名巳子)

1983年より東大阪市立中学校で家庭科担当教諭として勤める。現任校は東大阪市立柏田中学校。東大阪市人権教育研究会「人権と共生部会」および大阪府人権教育研究協議会「男女共生教育専門委員会」に参加。東大阪市立男女共同参画センター事業推進委員。

バドミントン歴は中学・高校時代と現在とで計12年。現在の所属は八尾市民リーグ、久宝寺シャトルズ。クラブ顧問として中学生ともバドミントンを楽しんでいる。

バドミントンのスコアリングシステム改定についてのプレーヤーの意識と ジェンダー・フリーなスポーツへの試み

中京女子大学 田原淳子

はじめに

国際バドミントン連盟 (IBF) では、2000年から7点×5ゲーム制を一部採用するなど、スコアリングシステムについて議論を行ってきた。2002年5月、同連盟理事会が女子ダブルスとミックスダブルスという女子にかかわる種目のみを従来の15点×3ゲーム制から11点×3ゲーム制に改定したことから、内外で議論が巻き起こった。その後、イギリスの連盟等を中心とした国際スポーツ仲裁裁判所への提訴を経て、スコアリングシステムは元に戻されたが、ここではその議論が進展する中で実施したプレーヤーへの意識調査の結果を中心に、ルール of 男女差について考えてみたい。

1. プレーヤーへの意識調査

上記スコアリングシステム改定にかかわって、大学生以上のバドミントン実施者を対象に、質問紙による意識調査を実施した。調査時期は2002年10月～2003年1月である。回答者の性別・年齢は表の通りで、競技レベルはクラブレベルから全国大会上位まで多様な男女計188人であった。

①性別との関係 改定の印象について

何らかの理由により「15点制のままがよい」と回答した人は女性

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	無回答	計
女性	41	29	10	24	10	2	1	117
男性	26	29	5	5	5	0	0	70
その他	1	0	0	0	0	0	0	1
計	68	58	15	29	15	2	1	188

73.5%、男性 (ミックスダブルス経験者) 71.9%であり、「11点制がよい」と回答した女性17.6%、男性24.6%を大きく上回った。また「(11点制になっても) 女子シングルスと同じ点数なので違和感はない」という回答は女性5.9%、男性3.5%と低かった。

スコアリングシステムについての考えでは、「すべての種目で男女とも同じ点数で競うべき」とする意見がもっとも多く女性40.2%、男性35.7%を占めた。次に多かったのは、「女子は男子より少ない点数で競うべき」とする意見で、女性は24.8%と大きく減少したが、男性は35.7%で「男女とも同じ点数で」と同じ割合を示した。逆に「男子は女子より少ない点数で競うべき」という意見は少なかったものの (女性1.7%、男性2.9%)、「種目による男女の区別をなくすべき」という意見は、女性19.7%、男性14.3%を占めた。

②年齢との関係 改定の印象については、年齢によって特徴がみられた。15点制のままがよいという回答率が高かったのは20歳代(88.0%)で、次いで30歳代 (84.6%)、40歳代(76.7%)、50歳代(70.8%)、10歳代(60.0%)であった。

スコアリングシステムについての考えでは、「すべての種目で男女とも同じ点数で競うべき」とする意見は40歳代(65.5%)、30歳代(60.0%)に多く、20歳代(29.3%)、10歳代 (33.8%) を大きく引き離した。一方、「女子は男子より少ない点数で競うべき」とする意見は、20歳代(41.4%)と50歳代(40.0%)に多く、これらの年代では「男女とも同じ点数で競うべき」という意見を大きく上回った。

③競技レベルとの関係 改定の印象とスコアリングシステムについての考えの双方において、競技レベルとの関係は認められなかった。女性の種目にかかわるスコアリングシステムの改定については、男女ともに約7割のプレーヤーが反対意見をもっていた。ただし、スコアリングシステムのあり方自体については、男性よりも女性の方が男女同じシステムを求める傾向が強くみられた。さらに注目されるのは、年代によって意識に差がみられることで、男女の対等意識は中年層で顕著であっ

たが、若年層ではむしろ弱い。若年層の方が、性差を意識し、男女が異なるシステムの中に置かれることを自然に受け止める傾向がみられた。また50歳以上の年代においても男女の対等意識が薄れるが、これは男女に共通した傾向であることから、世代による考え方の相違とみることもできる。

2. 種目とルールの再考

(1) 身体能力・体力にかかわる性差への疑問

女性と男性では絶対的な身体能力・体力の差があると思われがちである。スポーツにおける男女別種目の存在もそれを裏付けている。だが、熊安は体力テストの中でもっとも男女差の大きい種目である「ボール投げ」について、非利き手で投げさせた場合、男女差がみられないという報告例があることを紹介している。それほど男女の運動に関する経験のちがいが影響する可能性が大きい。女性のスポーツへの志向を妨げるジェンダー・バイアスを取り除いていった場合、どこまで女性の身体能力が高まるかは未知数である。

(2) 性別不問種目・多様なルールの設定

バドミントンのミックスダブルスでは、当然、女性と男性が打ち合いになる。このことは、トップレベルの選手でさえ女性と男性が同じコートの中で対戦可能なことを示している。ならば、性別を問わないシングルスやダブルスがあってもいいのではないだろうか。エントリーの段階から性別を記入する必要がない種目である。将来的には、男子種目や女子種目よりもレベルの高い種目になるかもしれない。身体接触がなく、男女同じルールでプレーをしてきたバドミントンは、比較的容易にそれが可能になると思われる。

調査の結果から、より多くの人々が生涯にわたってスポーツを楽しむためには、さらに多様なルール設定が求められるのではないだろうか。IBFで長らく議論になっていた7点制のほか、現行の15点制、30点制などがあってもいいかもしれない。性差よりも体力や個性に応じて選択できる多様なスポーツのあり方を模索したい。

まとめ

女性が男性と等しい条件を求めるだけでなく、女性たちが既存の枠にとらわれることなく自分たちにとって何が望ましいのかを考え、実行に移すときが来ているのではないだろうか。少なくとも女性がかかわる種目については、女性の意思が反映される仕組みを作ることが急務である。同様にプレーヤーの意思を組織に反映させることも重要であろう。

ワークショップでは、ルールが近代スポーツの重要な要素であることを考慮し、この要素がスポーツのジェンダー・バランスを変えられることの可能性についても議論してみたい。

(主な参考文献)

- 1) 熊安貴美江「男女いっしょの体育は無理？—スポーツ・身体とジェンダー」天野正子・木村涼子編『ジェンダーで学ぶ教育』2003, pp.119-134.
- 2) 坂田友子「改定されたバドミントンルールに対する選手の認識」平成14年度中京女子大学健康科学部健康スポーツ科学科卒業研究 2003

プロフィール：田原淳子（たはらじゅんこ） 中京女子大学健康科学部 助教授

<専門>スポーツ史・スポーツ倫理学

<略歴>

1986年 横浜国立大学教育学部卒業、同大学院教育学研究科修士課程を経て、1994年 中京大学大学院体育学研究科博士後期課程修了（博士〔体育学〕）。1994年 中京女子大学体育学部専任講師、1999年より同大学健康科学部助教授、現在に至る。2002年 クイーンズランド大学客員研究員。

<最近の研究テーマ/活動>

近代オリンピック史、オリンピック教育を主たる研究領域としているが、ここ数年はジェンダーの視点からみた体育・スポーツに関心をもち、大学教育においてもジェンダーにかかわるテーマを積極的に扱っている。

<主な著書>

共編著『目でみる女性スポーツ白書』大修館書店（2001）、共著『体育・スポーツ史概説』市村出版（2001）

共著『スポーツの政治学』杏林書院（1999）

法的立場からみたスポーツ場面のセクシュアルハラスメント

弁護士 白井久明

- 1.2002年9月、日本陸上競技連盟は、日本のスポーツ競技団体としてははじめて、セクシュアル・ハラスメントや暴力行為を防止するための「倫理に関するガイドライン」を策定し、被害者の相談窓口も設けるとした。

スポーツの世界においても、巷間セクハラ事件が頻発しているといわれていた。日本陸連のガイドラインの策定は、近時、高校の教諭等の女子運動部員に対するわいせつ行為などの事件がマスコミに報道されたことによる対応策であるが、スポーツ場面におけるセクハラをなくすためには、社会一般におけるセクハラ問題の本質の理解・浸透とともに、スポーツの世界が特有にもつ問題の理解・浸透が必要である。

- 2.セクハラとは、相手方の意に反する性的言動をさすが、この用語は多義的に用いられている。刑事法の観点からすれば、強姦、強制わいせつ、痴漢行為等となる。民事法的にみれば、損害賠償請求事件（契約に基づく債務不履行と不法行為によるものがある）となり、労働法の観点からは、加害者に対する懲戒処分事案（解雇、降級・降格、配置転換、戒告）となる。また、損害賠償請求等法的な問題とはならないとしても、職場等における行為としては望ましくないものがある。セクハラといっても、このように多義的に使用されていることに注意する必要がある。

さらに、被害者側の観点からすれば、例えば、小学生等の事理判断能力に欠ける、もしくは劣るものに対する性的な行為をセクハラということがある。しかし、このような者に対する性的行為の多くは刑事法で処罰されるのは明らかであり、セクハラ特有の問題は、被害者が事理の判断能力を有するという点にある。すなわち、セクハラがあったといえるかどうかについて、被害者側に判断能力があるので、加害行為時点で、ノーと言えたのではないか、逃げることはできたのではないか、加害者の行為に同意していたのではないかと加害者が弁明したり、周囲も同様に判断しがちであるということが、セクハラが固有にもつ問題である。

- 3.セクハラを理解するには、何故に、被害者が加害者の行為を甘受せざるを得なかったかということを理解する必要がある。この理解がない限り、セクハラが問題となったときに、前提となる的確な事実判断ができないし、関係者を含めて第三者にセクハラの事実を認めさせることはできない。

スポーツの世界ではどうなのか。

セクハラを考えるうえで、重要なのは、ジェンダーの視点と権力の視点である。

- ①ジェンダーとは、生物的な性差であるセクシュアリティに対し、社会的、文化的に作られてきた性差を意味する。今日の社会・経済・政治体制は、男性（支配）中心に組み立てられており、このような社会構造が生み出す性差別意識の反映として、「相手方の意に反する不快な性的な言動」が社会に蔓延しており、差別を受ける女性が異議を申し立てにくい状況がある。

そして、勝敗を基本とする近代スポーツは、男は女よりも強い、だから、女より一段上にあるという男性の優位性を主張する性差別意識（ジェンダー・バイアス）を育てている土壌そのものともいえる。

- ②スポーツの世界では、コーチや監督の意向に逆らうことは、当該組織の選手として起用されなくなったり、オリンピック等の代表選手になれないことはもちろん、競技分野によっては競技そのものを続けることができなくなる。優秀なコーチや監督であれば、問題があっても黙認され、選手も泣き寝入りをせざるを得なくなり、それが嫌でその競技をやめれば敗者・落伍者として扱わ

れるということになる。

- ③東京オリンピックやミュンヘンオリンピックのバレーボールのような衆人環視の中での暴力的練習は、女子には口答えをさせず、徹底的に教え込まなければ駄目なのだという女性蔑視的視点や、メダルのためにはその程度は仕方がないのだという意識を、関係者やマスコミも含めて、社会全般が容認していたためといえる。

現在でも、長距離ランナーのコーチや監督が、選手の育て方は、男と女では違う、男はうるさく言うと嫌がるが、女は殴ってでも従わせるのが一番とする風潮がまかり通っている。

女子選手側に、このようなことを肯定的に受け止めている者がいるとしても、その多くは、このように語ることができる立場（それなりに成功している人）にあたり、その体験を乗り越えることができる人たちの受け止めかたであって、その裏には、脱落したり、傷つき、沈黙している人たちが多数いるということである。

- ④日本の運動部は、いまだその多くが指導者や先輩を絶対視し、単調、過酷、長時間の非合理的な練習をすることが特徴となっている。日本の企業で、このような練習に耐えた体育会出身の学生が重宝されたのは、上司の言うことを忠実に行うことが美德とされていたからである。また、選手強化の視点が、「一人でも成功すればよい」という「使い捨て」の論理に立っているため、ごく一部の除き、多くの中高生が、勉強もできない練習付けになり、「バーンアウト」あるいは「ドロップアウト」している状況がある。そういう状況で残ったものが、選手となり、指導者・競技団体の役員となっていくのでは、社会性のある選手、指導者、役員が育っていかないといえる。

- 4.セクハラを防止するためには、①方針の明確化及びその周知・啓発、②相談・苦情への対応、③事後の迅速かつ適切な対応といわれている。その意味では、日本陸連のガイドラインの策定は意味がないとはいわないが、体質そのものが変わらない限り、セクハラはなくなる。そのためには、①協会も含めてトップの意識改革が第一であるが、社会性のある指導者の育成は先の長い道である。②次に、コーチや監督等のセクハラ等の行動にノーといえる選手を育てていくことができるかであり、内心で感じていても声をだすことができるかである。③そして、声をあげても、コーチや監督等にセクハラ等の言動があったときに、周囲が毅然として、対処することができるかであるが、学校・企業・クラブ・協会団体の内の自浄作用には組織のもつ限界があるといわざるを得ない。

内部の苦情処理体制だけでなく、被害を受けた選手が相談をしやすい、選手の立場に立つ外部の恒常的な相談体制の確立と啓発のための運動が最重要課題と考える。

プロフィール：白井久明（しらいひさあき） 弁護士（第二東京弁護士会所属）

<略歴>

1948年7月生

慶応義塾大学法学部法律学科卒、弁護士（第二東京弁護士会所属）

日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会元委員・97年度副委員長

第二東京弁護士会両性の平等に関する委員会02年度委員長

特に、学問的なことをしているわけではありませんが、関心事ないしはモットーとして、地域で遊ぶ（仕事と家庭の両立という2項対立的な生活ではなく、自分の生活を核としての仕事、家庭、地域での生活をバランスよく営むことを提唱し、実践しようと思っています。）

カルチュラル・スタディーズ（ミステリ、映画、メディア等を軸として、サブ・カルチャーを社会学・人類学・政治学的にみていくこと。その中の一視点として、ジェンダーやスポーツがある。）

<著書>

『現代法辞典』共著（ぎょうせい）、『新借地借家法の解説』共著（大成出版）、『民事手続法辞典』共著（ぎょうせい）、『セクハラこれが正しい対応です』共著（中央経済社）、『ダニエル・キイス読本』共著（早川書房）、『街かどからアウトドア』共著（三交社）

一般発表抄録

7月5日（土）16：00～17：00

会場：F棟 大講義室2



座長 平川澄子（鶴見大学）

1. 16:00～16:15

「学校体育」におけるジェンダー形成
—大学生のメモリーワーク分析—

○在木美粧 飯田貴子（帝塚山学院大学）

16:15～16:20 質疑応答

2. 16:20～16:35

小学校体育授業におけるジェンダー形成過程についての研究
—ボール運動における男女の行動の差異からみて—

○井谷恵子（京都教育大学）川崎祥子（京都市立第四錦林小学校）

16:35～16:40 質疑応答

3. 16:40～16:55

喚起的なキス

—スポーツにおける男らしさとホモソーシャルティ—

○岡田 桂（筑波大学大学院，バーミンガム大学大学院）

16:55～17:00 質疑応答

4. 海外動向報告（資料配布）

“Save Title IX” アメリカスポーツ界の男女平等をめぐる最新レポート

○井谷聡子（オハイオ州立大学学生）井谷恵子（京都教育大学）

「学校体育」におけるジェンダー形成

大学生のメモリーワーク分析

○在木美粧 飯田貴子 (帝塚山学院大学)

学校体育 ジェンダー形成 メモリーワーク 体育教師

I. 目的

本研究の目的は、「学校体育」における子どもたちのジェンダー形成の実態を明らかにすることである。ここではジェンダーを単に社会的・文化的性差と捉えるのではなく、男女の二分法を前提とする生物学的な基盤論を排し、ジェンダーは2つの項ではなく、1つの非対称な階層秩序と解釈する(岩波女性学辞典)。

II. 調査・分析方法

2大学の男女大学生を対象に「身体及び体育・スポーツとジェンダー形成について」回想し自由に記述する、メモリーワークという手法で2002年に調査を実施した。また、補充調査資料として「平成5年度東京女性財団助成研究報告書『ジェンダーと自己形成』(岸澤1993)内のメモリーワークの抜粋資料集を用いた。

1. キーワードの抽出

分析対象のメモリーワークを内容によって分類し、同様の内容を表す語句をキーワードとして抽出した。

2. ジェンダー形成の類型化について

次に、ジェンダー形成の類型化を行い、キーワードを類型別に分類した。類型化に際しては、「男女平等社会への道すじガイドライン」(東京都生活文化局1995)の中に挙げられている「意識や生活の中の性差別に気づくための基本的視点」の5項目を参考にしたが、「男女の二分法的カテゴリー化」は全ての類型化の原点になると考え、類型項目からは除いた。またそれらに分類できないキーワードは、新たに類型を1つ加え、5類型21のキーワードについて考察していく。

III. 結果と考察

類型別に分類したキーワードを挙げ、それぞれの関係性とジェンダー形成過程を述べる。項目によっては調査による学生の記述を挙げた。

1. 男女の優劣・上下関係の自明視

「学校生活の中のタテ分け」「運動量・技能の差」「教師の男女構成」「教師の言動(男子優位性)」「女性の消極的自己評価」「男性の優越志向性」

男女を分けて、順番(男が先女が後)を付けた名簿・並び方による学校生活での管理体制や、個人の能力に関係なく、運動能力は男子の方が優れているという決め付け、また教師における男女構成の不均衡、男=優

位、女=劣位の構図を明示するような教師の言動により、「男性優位性・男性中心主義」を内面化していく。

2. 性的役割分業・固定的ステレオタイプ

「学校生活の中のヨコ分け」「種目」「部活動(性役割)」「教師の担当形態」「教師の言動(男女の特性)」「男性の行動化特性」

▼「女子は笑ってるだけでかわいい」バカにしてるのか?と思った。(女)

種目選択制といっても、男女でのステレオタイプによる選択枠の設定や、クラブ内での性別役割分業化、教師の担当形態、「らしさ」を強調する教師の言動により、ジェンダー・イメージが固定化される。

3. 男女の機会の不平等

「別カリキュラム」「部活動(種目)」「教師の期待」

▼うまくなりたいが男子ほど熱心には教えてくれず寂しい気持ちになる。(女)

男女別習や単位数の差、部活動における種目の限定、教師の指導における期待の違いなどによる、性別での教育機会の不平等は、体育授業に対する不満感が増大し、運動に対して負の相関をもたらすきっかけとなる。

4. 女性の性的対象物化

「ブルマ」「更衣室」「セクシュアル・ハラスメント」

足を露出したブルマの強制により、絶えず男性の視線を気にしながら思いっきり運動することができずにいる。性別による更衣室の有無などにより、女性は見られる性という認識を強いられ、不快感さえ抱いている。ブルマに関しては、女子の体育嫌いの大きな原因にもなっている。

5. 男性と暴力の親和性

「闘争性」「根性・忍耐の世界」「男同士の絆(ホモソーシャルな関係)」

男性はしつけや規則を教習される際に、親や教師から暴力を受けることが多い。それに耐え、感情を押さえ込むことで育まれる男性特有の性質を見出す。

本研究から、学校体育が子どもたちのジェンダー形成に強く関与していること、また教育現場におけるジェンダー意識の浸透が不十分なことも明らかになった。さらに教師の言動がすべての項目にわたっていることから、教師教育の必要性が示唆された。

小学校体育授業におけるジェンダー形成過程についての研究

—ボール運動における男女の行動の差異からみて—

○井谷 恵子(京都教育大学) 川崎 祥子(京都市立第四錦林小学校)

小学校, 体育授業, ボール運動, ジェンダー形成, 身体

1. 研究の目的

体育やスポーツは体力や技能の男女較差を根拠に, 女性劣位の意識を浸透させ, 男女二分のカテゴリーの温存に一役かかってきた。しかし, このような男女較差がどこまで生得的なものであるのか明らかではない。現在の学校体育では, カリキュラム, 単位数など制度上の男女差は消失しているが, 男子向き・女子向きのカリキュラムは健在であり, 隠れたカリキュラムへの気付きにも遠い現状がある。むしろ, このようなジェンダーブラインドの状況がさらにジェンダー較差を拡大していることが懸念される。

本研究の目的は, 小学校のバスケットボール授業を対象として男女の行動を運動量, 触球数, シュート数, 生徒間の会話から分析し, 小学校体育授業におけるジェンダー形成過程検討の一助とすることである。

2. 研究方法

2-1 対象・期間

対象: 京都府下小学校3校, バスケットボール授業

期間: 2002.5-11

学校名	学年	対象授業数	対象ゲーム数	分析チーム数(のべ)
A小学校	3年生	4	32	53
B小学校	5年生	3	18	41
C小学校	5年生	1	6	12

2-2 分析方法

運動量: 歩数計によって授業時の歩数を計測

触球数とシュート数: ビデオ録画から, チームごとに男女別にカウント

生徒間の会話: 作戦時の会話を録音し, 3カテゴリーから分類。リーダーシップが男女のいずれにあるかチーム観察から分析

3. 結果及び考察

3-1 歩数からみた男女差

歩数の平均値は, 男女ともほぼ同じで有意差はみられなかったが, 女子に比べて男子の標準偏差が大きく, 個人差の大きいことが認められた。

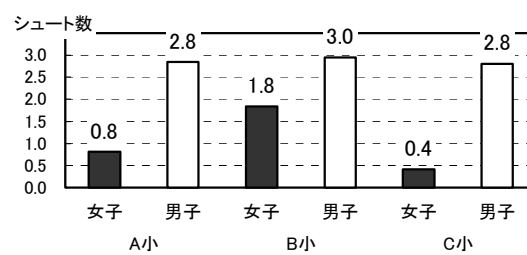
3-2 触球数からみた男女差

1チーム1人当たりの触球数をみると, どの学校でも女子は男子よりはるかに少なく, 男子の38%—80%となっ

た。ゲームによっては女子が男子を圧倒する場合もみられ B 小学校ではこの傾向が顕著であった。

全体にばらつきが大きく, 男子にもこの傾向が強くみられた。ほとんどボールに触れるチャンスのない子供も少なくなかった。学校別に見ると, A 小は男女差が大きくばらつきも大きい。B 小は男女差もばらつきも小さい。A・B 小ともにゲームは3対3であったのに対し, C 小は5対5のゲームであったために, 触球数が全体に少ない。チーム構成員の男女比も影響を及ぼしていることが認められ, 男子割合が高い場合は, 男子間でほとんどパスが回され, 女子の触球数が激減する傾向が見られた。

3-3 シュート数からみた男女差



1 ゲーム 1 人あたりのシュート数を見ると, 触球数以上に男女差が拡大し, 男子が女子の何倍もの高いシュート数を示すことが多かった。A 小学校では女子のシュート数が0というゲームが過半数を占めた。その一方, 活発な女子がリーダーシップをとっている場合は女子のシュート数が高い。

3-4 リーダーシップ・会話からみた男女差

男子がリーダーシップをとるチームが過半数を占めた。作戦時の会話では, 男子に「命令形のことば」が多く見られ, 行動を男女別に規制するような「男女を二分することば」は男女ともに頻繁に見られた。女子から男子に対する依頼や謝罪も頻繁に見られた。

喚起的なキス

スポーツにおける男らしさとホモソーシャルリティ

岡田 桂 (筑波大学大学院, バーミンガム大学大学院)

サッカー・男らしさ・ホモソーシャルリティ・カルチュラルスタディーズ

欧州におけるサッカーの試合では、ゴールを決めた男性選手たちが互いに走り寄って抱き合ったり、時にはキスをし合うような場面が見受けられる。これらのパフォーマンスは得点を上げた際の感激の表現と理解されるが、こうした同性同士の過剰な接触は、通常想定される「男らしさ」の価値観からは逸脱している。

イギリスを発祥とする近代スポーツは、19世紀に入るとパブリック・スクールを中心に徳育・教育の目的で制度化されてゆき、それを通じてフェアネス/フェア・プレーの概念や、その人格化であるスポーツマンシップを養う装置としての役割を担っていった。当時、これらのスポーツ（特に近代スポーツの代表であるフットボール）実践の主体は殆ど男性に限られており、スポーツを通じた人格陶冶とは、一人前の男となること—即ち近代的な「男らしさ」を身につけること—と同義であった。それでは、なぜ「男らしさ」を作り上げていくはずのスポーツの場で、キスやハグといった「男らしくない」と見なされる様な行為が行われるのだろうか。

こうしたパフォーマンスに関する資料は非常に少ないが、70年代イギリスのサッカー・ヒーローとサブカルチャーについて書かれた「Mavericks-English Football When Flair Wore Flares」Rob Steen (1995)と、同じく70年代にバーミンガム大学現代文化研究センター (CCCS) から発行された研究の中に、キスについての記述を見つけることができる。前者において、こうした行為は「Jokey kiss」(遊びとしてのキス)と捉えられている。後者の論文「Television Coverage of Sport」Roy Peters (1976)では、頻繁に行われる女性選手のキスやハグに対して、男性サッカー選手のそれを「有名な例外」として挙げており、こうした行為が許容されるのは、選手がゴールを決めたときなど「自分を十分に男らしい存在として確立し得たときのみ」であると述べる。

当時のCCCSでは、他にもP. WillisやC. Critcherらによる複数のスポーツ研究が行われており、これらは共通して「スポーツが男らしさの価値観を強化・再生産するホモソーシャルな制度である」という見解を示している。当時はまだ「ホモソーシャルリティ」という概念は存在しなかったが、これらの研究はスポーツ

という文化が内包する「男らしさ」中心の価値観と、それを制度的に担保するホモソーシャルリティの実質について既に指摘しており、女性嫌悪と同性愛嫌悪の上に成り立つ異性愛、男性同士の排他的な領域としてのスポーツを浮かび上がらせる。

また、スポーツと男らしさの関係を考察したBoutilierとSanGiovanniは、男性が女性のスポーツ参入を拒む理由の一つが「一般に男性らしいとみなされているものから典型的に欠けている資質—表現豊かであることや、親しみやすさといった資質—を許し合える男性だけの排他的な領域を守りたい」ためだと述べる。熊安は、これを端的に「スポーツという男性だけの閉じられたホモソーシャルな世界が、「男らしさ」規範に縛られた男性たちにとって、感情を表出させうるゲッターとして機能する可能性を示唆」していると指摘する。(2003)

以上の議論を踏まえて、サッカーにおけるキスやハグなどの緊密な接触を捉え直してみると、それらは、スポーツという高度に男性化されたホモソーシャルな領域で行われる行為であるがゆえに許容される、率直な感情表現だと考えられる。ただし、男性選手のキスが、事前に自分の男らしさを十分に確立し得たときに限られるのは、同性同士のキスという行為が、ホモソーシャルな絆にとっての脅威となり得るホモセクシュアリティを仄めかすためであり、その「疑い」を払拭するためには男らしさの余剰が必要とされるのである。

こうした解釈が正しいとすれば、スポーツ場面において、一見、男らしさの作法から外れたパフォーマンスが行われたとしても、それは必ずしも従来のジェンダー規範を脅かすものではなく、むしろ逆説的な男らしさの誇示であると理解すべきだろう。スポーツは日常に根ざした非常に身近な存在であるために、ともすれば適切な距離を持って批判的に考える機会が失われがちである。しかし、ジェンダーやセクシュアリティに対して中立的な視点を保とうとするならば、それ自体が男性化された制度である近代スポーツを相対的に捉え直す視点も不可欠だといえるだろう。

研究会への入会のご案内

日本スポーツとジェンダー研究会(JSSGS)では、随時、会員の入会を受け付けております。入会のお申込みは、事務局まで直接お問合せいただくか、本研究会ホームページよりオンライン登録で行っていただくことができます。

<入会お申込み・お問合せ先>

〒590-0035 大阪府堺市大仙町2-1 大阪女子大学 人間関係学科 熊安貴美江研究室内
日本スポーツとジェンダー研究会事務局
Tel. 072-222-4811(内線)4354 Fax. 072-222-4791 E-mail: info@jssgs.org

<JSSGS会員オンライン登録の方法とご注意>

日本スポーツとジェンダー研究会では、会員登録のオンラインによる受付を行っております。研究会のホームページ(<http://www.jssgs.org>)にアクセスし、会員登録ページから入力フォームにご記入いただき、記入事項に間違いがないかどうかご確認の上、「送信」ボタンをクリックしてください。事務局から申込み受付確認のメールを返信いたします。

なお、オンライン登録をご利用いただく場合は、下記の事項にご注意ください。

- ※フォーム送信後、1週間以上経過しても、事務局から返信メールが到着しない場合は、送信トラブル等が発生した可能性がありますので、お手数ですが、info@jssgs.org まで、ご連絡ください。
- ※オンラインでの登録は、仮登録となります。JSSGS規約に定められた会費を納入していただくことにより、正式に登録が完了します。なお、会費納入方法等につきましては、事務局からの申込み受付確認メールでお知らせします。

◆現在、総会に提案される予定の会員種別およびその年会費は下記のようになっております。

- | | | | |
|----------|-------------|----------|-----------|
| (1) 正会員 | 年額 5,000円 | (2) 学生会員 | 年額 2,500円 |
| (3) 団体会員 | 10名につき年額1万円 | (4) 賛助会員 | 年額10,000円 |

<ホームページのご案内>

日本スポーツとジェンダー研究会では、スポーツとジェンダーに関わる情報交換の場として、ホームページを公開しています。現在、研究集会の案内や報告をはじめ、図書情報、テーマを設定しての公開ディスカッション、関連サイトへのリンク集などがご覧いただけます。今後も内容を充実させていく予定です。みなさまのアクセスをお待ちしています。

JSSGSホームページURL <http://www.jssgs.org>

上記ホームページでは、メールマガジン登録も受け付けております。メールマガジンのページからあなたのアドレスを登録していただければ、研究会やセミナーのご案内、ホームページに掲載された新しい情報について、お知らせが届きます。現在、月1回程度の配信を行っています。

メールマガジンへの配信登録は、非会員の方でも行っていただけますので、ぜひご利用ください。